令和8年版

環境の概要

環境保全編

厚木市　環境農政部

目次

Ⅰ　ごみ処理

１　ごみ処理 …… 2
２　年度別ごみ処理等の実績 …… 6
（1）ごみの処理量
（2）組成別可燃ごみの割合
（3）動物の死体処理件数
（4）不燃ごみの中からの資源化量の比較
３　ごみの減量化及び資源化対策 …… 8
（1）資源回収事業の概要 …… 9
ア　資源物回収事業
イ　せん定枝等資源回収事業
ウ　廃食用油回収事業
エ　インクカートリッジ回収事業
オ　小型家電回収事業
カ　品目別資源化実績
キ　ごみ減量化・資源化推進交付金
（2）ごみ減量化・資源化事業の概要 …… 11
ア　ごみ減量化・資源化推進啓発活動
イ　ごみの展開検査
ウ　紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び
　　食品ロス削減に係る啓発活動
（3）啓発事業の概要 …… 14
ア　3R推進月間
イ　リサイクル体験学習
ウ　リサイクル施設見学会
エ　ごみ減量リサイクルポスター・ごみ収集車イメージアップ絵画
オ　ごみ減量化・資源化出前講座
カ　市民ふれあいマーケット（後援事業）
４　ごみの不法投棄対策 …… 17
（1）不法投棄物処理量
（2）令和7年度不法投棄物の種類別処理量及び比率
（3）職員による不法投棄パトロール
５　事業系一般廃棄物（事業ごみ）の適正処理 …… 18
（1）事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導
（2）多量排出事業所の指導
６　一般廃棄物処理業 …… 18
（1）更新許可申請の受理及び審査
（2）一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査

II　し尿処理

1 し尿処理 …… 20
(1) し尿処理経過
(2) し尿処理の現状と今後の予測
2 し尿処理の実績 …… 21
(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量
(2) 型式別浄化槽清掃基数
3 年度別し尿処理手数料の実績 …… 21
し尿処理手数料納付区分別件数(定額)

III　環境衛生

1 環境衛生対策事業 …… 23
(1) スズメバチ対策
(2) 苦情相談処理件数
2 環境美化推進事業 …… 23
(1)『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン
(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会
(3) 美化清掃実施結果
ア 地域美化清掃ごみ収集運搬業務
イ 年末美化清掃(市内全域美化)
3 里地里山保全促進事 …… 26
里地里山マルチライブプラン事業
4 落書き等防止対策事業 …… 26
原材料支給状況
5 動物保護対策事業 …… 27
(1) 犬対策
(2) 猫対策
6 環境基本計画推進事業 …… 28
環境市民学習講座の開催
7 環境関連表彰式 …… 29

Ⅰ ごみ処理

Ⅰ ごみ処理

1　ごみ処理

ごみ処理経過

本市のごみ処理は、戦前に始まり、当初は旅館や飲食店などの限られた事業所を請負業者が荷車で回り、耕作地に埋め立て処分するというものでした。

戦後、厚木町役場において荷車を購入し、市街地を対象に各戸収集が開始されその後、ごみ量の増加に伴い、昭和 28 年には自動三輪車による収集を開始し、厚木町による全面的な収集体制に入りました。

昭和 29 年には、厚木町営塵介焼却場（現松枝）が建設され、自動三輪車両も整備され、処理体制が一応確立されました。

昭和 30 年には、市制施行に伴い清掃法並びに厚木市清掃条例の施行により、ごみ処理手数料の徴収を開始し、昭和 38 年の市清掃条例の改正により、一般家庭に対しては、処理手数料が無料となりました。

昭和 39 年からは、それまで行っていた各戸収集を改め、ステーション方式による収集を行い、収集体制の合理化を図りました。

昭和 41 年、施設の老朽化により市営松枝焼却場を閉鎖し、ごみの完全衛生処理に向けた第一歩として上古沢地区に新工場を建設し、更に、昭和 43 年に焼却炉の増設を図り、焼却を始めました。



厚木市環境センター

昭和 46 年には、収集職員の増員と車両の拡充を確保するとともに清掃事業所を新設し、処理体制の充実を図りました。

昭和 49 年には、都市化が進むにつれ、現在の焼却施設での対応困難を極め、環境美化の面からも将来を見越し、新たに本格的な全連式ストーカ炉 2 基を建設し、焼却を始めました。これに伴い、ごみ収集体制も「混合収集」から「分別収集」へと移行しました。

昭和 52 年から「ごみ減量化と資源の再利用運動」を展開するとともに昭和 56 年から 57 年にかけて環境整備事業所を建設し、都市化の進展と増大するごみに対応する本格的処理体制を整えました。



厚木市資源化センター
（しげん再生館）

昭和 59 年に「厚木市環境センター」の建設に着手し、昭和 62 年から全連式流動床焼却炉３基によるごみ処理を稼働しました。

平成５年 10 月１日からは、前年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、条例、規則を全面改正し、廃棄物の排出抑制、減量及び粗大ごみの有料化並びに昭和 56 年以来 12 年ぶりに事業系ごみの処理手数料の改正を実施しました。

また、平成８年１月１日からは、ごみの分別を更に徹底するため、ごみの排出容器を中身の見える袋にしました。

平成９年 12 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、ダイオキシン対策工事を平成 11 年１月から３箇年継続事業として実施し、平成 13 年３月に３炉全て改修工事が終了しました。

平成 10 年から、ごみの減量化とリサイクルを目的とした「厚木市資源化センター」の建設に着手

し、平成 12 年から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に適合した、びん、缶及びペットボトルの選別、減容、貯留施設の稼動を開始しました。

平成 13 年８月から、ごみ集積所までごみの持ち出しができないひとり暮らしの高齢者、障がい者世帯等を対象に「もえるごみ」、「もえないごみ」を市職員が玄関先等から直接収集し、併せて安否等の確認を行う「愛の一声ごみ収集事業」を開始しています。

また、本市と愛川町及び清川村で取り組んでいるごみ処理の広域化では、平成 14 年 11 月にごみ処理広域化の将来像や基本方針などを示した、「厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想」を策定しました。さらに、12 月には「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画策定委員会」を設置し、平成 15 年 12 月に、基本計画を策定いたしました。そして、翌年の平成 16 年４月から、３市町村で構成される「厚木愛甲環境施設組合」がスタートしました。

平成 17 年４月１日から、事業系のごみ処理手数料を１キログラム 20 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 20 年 10 月６日から、循環型社会の形成を目指したごみ減量化・資源化新システムの全市展開に向けて、玉川地区・森の里地区・相川地区でモデル地区事業を実施しました。

平成 20 年 11 月 11 日から、せん定枝等の資源化事業の本格実施に向けた試験的事業を実施しました。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的･計画的に推進するための指針として、平成 21 年３月に現行の計画の内容を見直し「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

平成 21 年６月１日から、粗大ごみ収集予約のインターネット受付を開始しました。

平成 21 年６月 22 日から、せん定枝等資源化事業を本格的に実施しました。

平成 21 年 10 月 19 日から、平成 26 年度までにごみ減量化 30 パーセント、資源化率 35 パーセントを目標とする「ミッション 35」の達成に向け、ごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始しました。

平成 23 年１月４日から、全世帯を対象に一般家庭から排出される廃食用油の回収を、ごみ集積所で週１回実施しました。

平成 24 年 12 月３日にプリンターメーカー６社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、市内８箇所に回収ボックスを設置し、家庭用プリンターの使用済みインクカートリッジの回収を開始しました。

平成 25 年４月１日に、循環型社会の構築を更に推進するため、「厚木市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、同規則を改正するとともに、新たに「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する要綱」及び「厚木市一般廃棄物処理業の許可等に関する事務取扱要綱」を制定し、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確化するとともに、事業者について、ごみの適正処理のルールを定めたほか、適正な受益者負担となるよう手数料を見直しました。

手数料につきましては、粗大ごみを市の施設に持ち込んだ場合の手数料を 300 円に改正するとともに、各辺の長さの合計が 300 ㎝を超えるたんす等７品目を特定粗大ごみと定め、戸別収集手数料を 1,000 円、市の施設に持ち込んだ場合を 600 円と改正しました。また、事業系のごみ処理手数料を１キログラム 25 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 25 年４月１日に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、設置していた小型家電の回収ボックスを、それまでの市内５箇所から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大し、対象品目も 10 品目から 28 品目に増やしました。

平成 27 年３月には、一般廃棄物の処理について、市民・団体・組織・事業者・行政が連携・協働して取組を推進し、循環型社会を実現するための指針となる、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間 平成 27 年度～平成 32 年度）を策定しました。

平成 29 年７月には、東京 2020 組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプ

ロジェクト」に参加し、更なる回収ボックスの利用促進を図りました。

平成 29 年 12 月から、集積所におけるせん定枝回収モデル事業として、森の里地区で開始し、平成 30 年 11 月からは鳶尾地区及び宮の里地区、平成 31 年４月からは古松台地区、みはる野地区、毛利台地区で開始しました。

平成 30 年４月から、家庭から出る生ごみを自然の力で分解し、土に返す生ごみ処理器「厚木キエーロ」の購入者に対し、購入費の一部を助成する制度を開始しました。

平成 31 年２月から、パソコン宅配便回収サービスを提供する事業者と連携と協力関する協定を締結し、パソコンを無料でリサイクルでき、小型家電も同梱できるサービスを開始しました。

令和元年５月から、家庭から出るごみの減量化・資源化の更なる推進や、ごみ出し負担の軽減を目指し、市内３地区（小野地区・金田地区・まつかげ台地区）をモデル地区として、戸別収集を試行いたしました。

令和２年１月から、環境センターにて、せん定枝を資源化した堆肥の無料配布を開始しました。また、これまで実施していた、厚木キエーロ購入費補助に加え、家庭から日常的に生じる食べ残し及び調理くずなどを、電力による加熱乾燥や微生物運動などにより減量・資源化させる機器なども補助対象となりました。

令和２年４月１日「動物の死体」の処理（火葬等）に係る手数料について、経費相当額の 7,000 円に引き上げるため、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正いたしました。

令和２年 10 月から製品プラスチック回収のモデル事業として、厚木南地区、相川地区で事業を実施しました。

令和３年３月には、ごみ処理を取り巻く社会情勢などを踏まえ、一般廃棄物の処理について、現状の課題を抽出、分析するとともに、その課題の解決に向けて市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政が一体となって取り組み、循環型都市の実現を目指すため、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和３年度～令和８年度）を策定しました。

令和３年４月１日から、市の施設へ持ち込んだ場合の粗大ごみの処理手数料につきまして、粗大ごみを 500 円、特定粗大ごみを 1,000 円に改正しました。

令和３年 11 月から製品プラスチック回収のモデル事業として、対象地区を拡大し、森の里地区、睦合西地区で実施しました。

令和３年５月循環型都市の実現並びに脱炭素社会及び 2050 年カーボンニュートラルを目指すため、電気ごみ収集車の普及・促進に関する協定を三菱ふそうトラック・バス株式会社、新明和工業株式会社と厚木市で三者協定を締結しました。令和４年３月に電気ごみ収集車（EV ごみ収集車）を導入しました。

令和４年４月から、事業所から出る生ごみの減量化及び資源化の促進を図るために、生ごみ処理機設置補助金の交付を開始しました。

令和４年 10 月から、戸別収集モデル事業として、対象地区を拡大（厚木北地区・厚木南地区・依知南地区）しました。また、事業系食品廃棄物の資源化を推進するため、食品リサイクルに積極的に取り組む意思のある市内事業者を選定し、食品リサイクル施設へ運搬して処理することで「食品廃棄物の焼却から資源化への転換」を図りました。

令和４年 11 月から製品プラスチック回収のモデル事業として、対象地区を拡大し、睦合南地区で実施しました。

令和５年１月から、特定粗大ごみの品目の見直しを行いました。また、粗大ごみのインターネット受付システムの改修を行い、24 時間予約が可能になりました。併せて、環境センターへの持込み予約にも対応し、利便性の向上を図りました。

令和５年３月には、食品ロス削減の取組をより一層充実させ、計画的かつ着実に推進するため、「厚木市食品ロス削減推進計画」を策定しました。

令和５年 11 月から環境センター内で事業系の紙資源ステーションを設置し、事業者の紙資源の再

生利用及びごみの減量化の推進を図りました。

令和６年３月に２台目の電気ごみ収集車（EV ごみ収集車）を導入しました。

令和７年９月１日に株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結しました。

令和７年 10 月 28 日に株式会社都実業と「草木灰提供に関する協定」を締結しました。

令和７年 11 月 30 日に厚木市環境センターでの可燃性廃棄物の焼却処理と粗大ごみの破砕処理を終了しました。

令和７年 12 月１日から厚木市・愛川町・清川村の広域ごみ処理施設として「あつあいクリーンセンター」が稼働開始しました。

令和８年３月に３台目の電気ごみ収集車（EV ごみ収集車）を導入しました。

2　年度別ごみ処理等の実績

(1) ごみの処理量

■可燃ごみ
家庭系ごみ：直営収集　委託収集
事業系ごみ：許可業者　直接搬入事業者

■不燃ごみ
ガラス、金物と電池・蛍光灯の合計（平成29年度から金物と電池・蛍光灯の合計）

単位: t

年度	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ		計
	本市	他市受入		本市	他市受入	
R3	50,211	9,831	87	1,222	74	61,425
R4	48,989	9,621	83	1,178	68	59,939
R5	46,795	8,993	83	1,121	67	57,059
R6	46,191	8,905	87	1,113	63	56,395
R7	45,371	3,464	75	1,116	29	50,055

令和７年度における可燃ごみ他市受入量及び粗大ごみ他市受入量は、あつあいクリーンセンター供用開始前までに厚木市環境センターで処理した量となります。

(2) 組成別可燃ごみの割合

年度	紙・布類	合成樹脂	草木類	厨芥類	その他
R3	46.4%	24.5%	8.2%	18.7%	2.2%
R4	41.8%	22.0%	6.9%	28.2%	1.2%
R5	48.4%	22.4%	8.6%	17.9%	2.8%
R6	42.1%	20.5%	2.3%	33.2%	1.9%
R7	43.5%	20.3%	6.9%	26.9%	2.4%

■厨芥類　台所から出るごみ（残飯）
※ごみ質は、法律に基づき年４回以上の測定が義務付けされており、このデータは、平均値です。
※表中の値は、乾きベースです。（水分を蒸発させた重量の割合）

（3）動物の死体処理件数

単位：匹

年度	犬	猫	その他	計
R3	76	581	557	1,214
R4	71	648	518	1,237
R5	70	563	596	1,229
R6	63	543	640	1,246
R7	56	465	638	1,159

（4）不燃ごみの中からの資源化量の比較

単位: t

年度	鉄シュレッダー	アルミシュレッダー	鉄類	不燃ごみ資源化	計
R3	566.84	60.46	15.36	849.44	1,492.10
R4	463.04	17.62	13.36	744.35	1,221.37
R5	405.01	11.64	12.85	749.44	1,178.94
R6	413.68	9.05	11.88	792.81	1,227.42
R7	181.85	6.18	11.98	859.25	1,059.26

■鉄シュレッダー
　金物、粗大ごみを破砕した際に磁石によって回収される鉄を中心とした有価物
■アルミシュレッダー
　金物、粗大ごみを破砕した際に選別されるアルミを中心とした有価物
■鉄類
　粗大ごみ等により搬入された鉄類のうち、破砕機で処理が困難な鉄製有価物
■不燃ごみ資源化
　平成 22 年度より不燃ごみ（瀬戸物、リサイクル出来ないガラス類等）を外部委託により資源化処理
　平成 29 年度より鉄、非鉄、小型家電の回収を外部委託に変更。

令和７年度における鉄シュレッダー、アルミシュレッダー及び鉄類は、あつあいクリーンセンター供用開始前までに厚木市環境センターで中間処理後に資源化した量となります。

3　ごみの減量化及び資源化対策

私たちの豊かな日常生活は大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の中で営まれており、廃棄物の量は年々増大し、質的にも変化をもたらしています。特に、資源の大部分を海外に依存している我が国においては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に興味を深め、自ら行動することが極めて重要な課題であります。

本市では、貴重な資源の確保と良好な生活環境を保全するため、環境に配慮した「循環型社会」の形成を目指し、市民、環境保全等活動団体、事業者及び行政が一体となったごみの減量化・資源化を推進するため、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」及び「分別収集計画」に基づき、次の事業を実施しています。

資源回収事業の推進

① 資源物回収事業
② せん定枝等資源回収事業
③ 廃食用油回収事業
④ インクカートリッジの回収
⑤ 小型家電の回収
⑥ 羽毛布団の回収
⑦ パソコン宅配便による回収
⑧ CD・DVD の回収
⑨ 製品プラスチックの回収

ごみ減量化・資源化事業の推進

① ごみ減量化・資源化推進啓発活動
② ごみの展開検査
③ 食品ロスの削減に係る啓発活動
④ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化
⑤ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布
⑥ 3010（さんまるいちまる）運動の推進
⑦ 市民ふれあいマーケットの開催
⑧ 「資源とごみの正しい出し方」日本語版の配布
⑨ 「資源とごみの正しい出し方」外国語版（６か国）の配布
⑩ 生ごみ処理機購入費に係る補助
⑪ 事業系生ごみ処理機設置に係る補助
⑫ 公共施設における食品廃棄物の資源化
⑬ 事業系食品廃棄物の資源化

啓発事業の推進

① ごみ減量・資源化推進啓発活動に関する各種イベントの開催
② 地域住民(市民)への説明会等の開催
③ 広報・ホームページ等を利用した周知・啓発

(1)　資源回収事業の概要

ア　資源物回収事業

循環型社会の形成を目指し、平成 21 年 10 月から、新たにプラスチック製容器包装の資源回収、資源とごみの排出場所の統一、収集回数の変更をしました。

回収品目	紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装
実施地区	15 地区（市内全域）

イ　せん定枝等資源回収事業

せん定枝等の資源化を図るため、平成 21 年６月から資源回収（戸別）を実施し、平成 23 年10月から環境センターに持ち込まれたせん定枝についてもコンテナを設置し資源回収を実施しました。

ごみ集積所の収集がない日を利用したステーション回収を「森の里、毛利台、上依知上町・下町・中町、鳶尾、宮の里、古松台、みはる野、まつかげ台、王子１丁目、林地区」で実施しました。

回収品目	せん定枝・刈り草・落ち葉・雑草など
実施団体	15 地区（市内全域）

ウ　廃食用油回収事業

廃食用油の資源化を図るため、平成 23 年１月から全世帯を対象に資源回収（ごみ集積所）を実施しました。

回収品目	廃食用油
実施団体	15 地区（市内全域）

エ　インクカートリッジ回収事業

インクカートリッジの資源化を図るため、平成 25 年１月からプリンターメーカー６社（現在は４社）が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内公共施設８箇所で、インクカートリッジの回収を実施しました。

回収品目	インクカートリッジ
設置場所	市役所本庁舎、市役所第２庁舎、シティプラザ、 保健福祉センター、環境センター、本厚木及び愛甲石田駅連絡所、中央図書館

オ　小型家電回収事業

小型家電の資源化を図るため、環境センターへの持ち込まれた携帯電話（平成 23 年７月から実施）と小型家電（平成 24 年１月から実施）の資源化に加え、平成 25 年６月から市内公共施設５箇所で、小型家電の回収ボックスを設置し、平成 27 年２月から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大し、対象品目についても 10 品目から 28 品目に増やしました。

回収品目	小型家電
設置場所	市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所、全 16 公民館

カ　品目別資源化実績

単位：ｔ

品目／年度	缶　類	びん類	ペットボトル	紙　類	布　類	廃食用油	容器包装プラスチック	小型家電	せん定枝	計
R3	622	1,359	949	6,607	984	42	2,315	136	2,730	15,744
R4	692	1,307	958	6,351	930	37	2,236	119	3,118	15,748
R5	634	1,252	957	5,926	869	35	2,104	159	3,066	14,999
R6	604	1,185	971	5,694	875	34	2,056	197	3,074	14,690
R7	564	1,049	924	5,419	843	34	2,019	217	2,958	14,027

※　小数点以下を四捨五入したため、実際の資源化量に差が生じています。また、この表は収集量ではなく、売払い等を行い、資源化した量になります。

※　小型家電は、公民館等に設置してある小型家電回収ボックスと平成 29 年度から集積所回収を開始した不燃資源物の内の小型家電分を合計した数値になります。

※　表のほか、羽毛布団の回収は 26 枚、自転車の回収は 23,020 kgです。

キ　ごみ減量化・資源化推進交付金

年度	交付金総額	交付団体数
R4	40,448,200 円	216 団体
R5	40,306,300 円	215 団体
R6	40,180,500 円	214 団体
R7	40,180,500 円	214 団体

(2)　ごみ減量化・資源化事業の概要

ア　ごみ減量化・資源化推進啓発活動

適正な分別を推進するための啓発活動を実施しました。

○周知・啓発活動の実施

実施内容	【広報あつぎへの掲載】 令和７年 10 月１日号　10 月は食品ロス削減月間 ホームページでの周知 令和７年４月　家庭用生ごみ処理機の購入費補助

イ　ごみの展開検査

集積所に排出されたごみの混入状況を確認し、課題を把握することを目的に、ごみの展開検査を実施しました。

○「もえるごみ」の展開検査の実施

実施内容	各家庭から排出された「もえるごみ」の展開検査を行い、分別状況及び資源物の混入割合について確認をしました。 調査地域：金田、下依知、小野、七沢地区 検 査 月：もえるごみの日　５月、８月、11 月、２月　計４回実施 調査内容：一般家庭から排出されたごみを試料とし、四分法を用いてごみの種類組成をポリバケツ１杯分（45ℓ以上）で調査しました。 調査結果：ごみの種類組成（令和２年度から令和６年度の組成割合） 適正排出割合は、高い数値となったが排出されたごみの中には、リサイクルが可能である雑がみ、プラスチック製容器包装の外にも、未開封食品などリデュースが必要なものも多く含まれていました。市民への更なる適正な分別意識を高めるため、引き続き啓発活動を行っていく必要がある結果となりました。

ウ　紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び食品ロス削減に係る啓発活動

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会形成の形成に向け、減量化、資源化を推進するため、令和２年度のごみの展開検査等で混入の多かった紙類（雑がみ）やせん定枝について資源の排出方法に係る啓発活動を実施しました。

また、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）を削減するため、3010（さんまるいちまる）運動の実施やフードバンク活動団体を支援し、食べ残しや食品廃棄物を減らすための取組を実施しました。

（ア）プラスチック製容器包装に係る啓発活動

各種イベントにおいて、プラスチック製容器包装のリサイクル啓発チラシを配布しました。引き続き周知啓発を行っていきます。

（イ）せん定枝等資源化に係る啓発活動

せん定枝を資源として戸別収集を開始してから 10 年が経過し、その間には環境センターに持ち込まれたせん定枝等についてもコンテナの設置による回収や一部地域で集団回収を行い回収量も増加しています。しかしながら、資源化の数値は年々伸びているものの、「もえるごみ」としてごみ集積所に出されるせん定枝等が多いことから、市ホームページ等で更なる協力を呼びかけたほか、集積所へチラシを掲出するなど周知、啓発を行いました。

令和２年１月から、環境センターにて、せん定枝を資源化した堆肥の無料配布を開始しています。およそ２週に一度程度、堆肥を搬入しており多くの方から好評をいただいています。

（ウ）食品ロス削減に係る啓発活動

ａ「3010（さんまるいちまる）運動」

平成 28 年９月から「3010（さんまるいちまる）運動」を開始しホテル・旅館・飲食店等の宴会時の食べ残しを減らすための取組を実施しました。

3010 運動参加店	60 店舗

ｂ 小・中学校における環境学習講座の実施

食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進を図るため、未来を担う子ども達に対し、３Ｒ、食品ロス、食品リサイクル等について学んでもらうことで、ごみの減量化・資源化に対する意識の醸成を図り、食品ロスを削減することを目的に実施しました。

環境学習実施校	１校（令和７年４月～令和８年３月）

（エ）その他啓発活動

ａ 啓発ちらしの配布

学生への啓発・単身者への啓発　5,340 枚

（市内不動産会社及び市内５大学、大学生協）

ｂ 市民ふれあいマーケット

令和７年９月、11 月、令和８年３月開催

ｃ 個人情報紙資源回収事業

個人情報が記載されていることから、資源回収に出しにくい個人情報紙の資源化を目的として、公民館等にシュレッダーを設置して資源回収する事業を実施しました。

設置場所	地区公民館（上荻野分館を含む 16 館）・環境センター

ｄ 紙資源の回収ボックス設置

公民館に紙資源回収ボックスを設置し、いつでも手軽に紙類を持ち込みできるようにしました。

設置公民館	厚木南、厚木北、睦合北、荻野、南毛利、相川、緑ケ丘

(3) 啓発事業の概要

ア　3R 推進月間

令和７年 10 月１日から 10 月 31 日

実施事業	市役所本庁舎への懸垂幕掲示 寿町歩道橋への横断幕掲示

イ　リサイクル体験学習

ペットボトルキャップを利用して、アクセサリーやペンダント作り、うちわ作りを体験することで、３Ｒ（リサイクル・リデュース・リユース）の取組への理解を深め、子どもたちに自分でリサイクルを積極的に取り組んでもらうことを目的に実施しました。

実 施 日　令和７年８月６日（水）午前 10 時から 11 時 45 分まで
参加人数　39 人（小学生とその保護者）
実施場所　厚木市民交流プラザ（アミューあつぎ）内
講　　師　都市環境サービス株式会社
実施内容　ペットボトルキャップを使ったリサイクル体験

ウ　リサイクル施設見学会

市内で排出された資源を処理している施設を見学することにより、ごみに対する理解を深め、ごみ減量化･資源化の推進を図ることを目的とした。

実 施 日　令和7年8月 19 日(火)
参加人数　市内在住の方 36 人
見学場所　サントリー天然水南アルプス白州工場
実施内容　市内在住の親子を対象にサントリー天然水南アルプス白州工場の施設見学をしました。

エ　ごみ減量リサイクルポスター・ごみ収集車イメージアップ絵画

ごみの減量及び資源の有効利用に対する意識と理解を広く市民に訴えるとともに、ごみの減量、リサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうことを目的として実施しました。

（ア）ごみ減量リサイクルポスター

未来を担う子どもたちに、ごみの減量化と資源の有効活用の大切さを考える機会を提供するため、夏休みの学習の一環としてごみの減量リサイクルポスターを募集しました。

応募対象	市内在住の小・中学生
応 募 数	413 点
表 彰 数	27 点（市長賞３点、教育長賞３点、リサイクル賞３点、優秀賞９点、佳作９点）
表 彰 式	令和７年 10 月 26 日（日）厚木市役所第二庁舎 16 階会議室Ａ・Ｂ （市長賞、教育長賞、リサイクル賞のみ）
掲示場所及び期間	あつぎロードギャラリー　令和７年 11 月１日（金）～11 月 15 日（金）
その他掲示	ごみ集積所及び掲示板等でのごみ減量リサイクルポスターの写しの展示

（イ）ごみ収集車イメージアップ絵画

市民に親しまれるごみ収集車として車体本体に「きれい」で「明るい」絵を描き、環境問題に関心を高めることを目的として実施しました。

応募対象	市内在住の小学生
応 募 数	397 点
表 彰 数	20 点（市長賞１点、教育長賞１点、優秀賞６点、佳作 12 点）
表 彰 式	令和７年 10 月 26 日（日）厚木市役所第二庁舎 16 階会議室Ａ・Ｂ （市長賞、教育長賞のみ）
掲示場所及び期間	あつぎロードギャラリー　令和７年 11 月４日（火）～11 月 28 日（金）
その他掲示	市長賞及び教育長賞作品の、ごみ収集車（１台）へのカーマーキングの実施

オ　ごみ減量化・資源化出前講座

ごみ減量化･資源化の推進を図るためごみ処理とリサイクルの現状等について講座を通じて、周知・啓発することを目的として実施しました。

出前講座実施団体	３団体（令和７年４月～令和８年３月）

カ　市民ふれあいマーケット（後援事業）

限りある資源の有効活用とリユース（再使用）を推進するため、市民ふれあいマーケット実行委員会が、厚木中央公園においてフリーマーケットを実施しました。

実　施　日	出店店舗	来場者
令和７年５月 25 日（日）	雨天中止	―
令和７年９月 21 日（日）	99 店舗	1,000 人
令和７年 11 月 16 日（日）	95 店舗	1,000 人
令和８年３月８日（日）	92 店舗	1,000 人

※「３Ｒ」とは、ごみを減らすためのキーワードです！

REDUCE（リデュース）～ まずは出てくるごみをできるだけ減らす ～

・マイバッグで買い物　・過剰包装は断る。　・はかり売りを利用する。　・使い捨て商品の見直し



REUSE（リユース）～ 使える物はできるだけ繰り返し使う ～

・修理してもう一度使う。　・詰め替え商品を利用する。　・別な用途を考える。　・フリーマーケットなどを活用する。



RECYCLE（リサイクル）～ 資源として再生利用できるよう分別して出す ～

・お店の店頭回収に出す。　・資源集積所に出す。　・分別ルールを守る。



4　ごみの不法投棄対策

不法投棄は、美観を損ねるだけではなく環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っています。

また、県と市による一斉パトロール、職員による定期的なパトロール、郵便局員や新聞配達員等による情報提供を実施するとともに、多発箇所に不法投棄防止看板や不法投棄監視装置を設置するなど未然防止に努めています。

なお、投棄物中に証拠品が発見された場合は、警察と協力して投棄者の摘発に努めています。

(1)　不法投棄物処理量

年　度	R3	R4	R5	R6	R7
処理件数(件)	611	466	543	474	633
処理量（ｔ）	17.27	10.48	13.89	12.79	17.34

(2)　令和７年度不法投棄物の種類別処理量及び比率

種類	処理量（ｔ）	比率
建築廃材	1.86	10.73%
家の解体ごみ	0.86	4.96%
厨芥・雑芥	3.58	20.65%
不燃物	1.14	6.57%
廃プラスチック類	0.05	0.29%
ゴム類	0.22	1.27%
家具類	3.73	21.51%
家電製品	0.58	3.34%
自転車・バイク	1.07	6.17%
自動車	0.05	0.29%
その他	4.2	24.22%
計	17.34	100.00%

(3)　職員による不法投棄パトロール

ごみ不法投棄の早期発見及び未然防止を図り、不法投棄のされにくい環境を創出することを目的として、職員によるパトロールを実施しました。

パトロール日数	229 日

5　事業系一般廃棄物（事業ごみ）の適正処理

(1)　事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導

事業系ごみの適正処理及び減量化・資源化を目的として、環境センターに搬入される事業系一般廃棄物について、内容物検査を実施しました。

(2)　多量排出事業所の指導

厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則改正に伴い、多量排出事業者（年間36t以上の排出事業者）に「廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、多量排出事業者（52事業所）へのごみ減量化・資源化促進状況の調査を行いました。

事業系一般廃棄物処理量

年　度	R3	R4	R5	R6	R7
搬入量（ｔ）	16,449	16,290	15,350	15,259	14,906

6　一般廃棄物処理業

本市では、事業活動に伴って排出された一般廃棄物は、直接搬入する場合を除き市が許可した一般廃棄物処理業者が収集運搬等を行っています。

法の規定により、市内において一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者からの申請に基づき、許可を行いました。

(1)　更新許可申請の受理及び審査

許可業者数(収集・運搬業)	34社
許可業者数(処分業)	3社

※　令和８年３月31日現在の許可業者数

許可業者数(収集・運搬業)	61社
許可業者数(処分業)	7社

(2)　一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査

検査実施回数	193回

Ⅱ

し尿処理

Ⅱ し尿処理

１ し尿処理

（1）し尿処理経過

本市におけるし尿処理事業は、昭和 29 年「清掃法」制定に伴い許可業者によって始められ、その後「清掃法」の一部改正に伴い昭和 41 年から３業者による委託制へ切り替え、昭和 47 年 11 月にはその委託３業者が合併し㈱三和環境が設立されました。以後、同社に委託をしてきましたが、公共下水道事業の進展による当該事業の逐次減少が予測されることから、し尿処理体制の抜本的改革の必然性が生じてきました。

そこで、昭和 48 年 11 月、庁内に「し尿処理制度研究専門委員会」を設置し、調査研究をした結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の趣旨に沿い、公共事務としての性格を基本とした処理体制を図るため、公益法人である財団法人厚木市環境保全公社(現：公益財団法人厚木市環境みどり公社)が設立されました。

このことにより、昭和 50 年８月１日から公社にし尿の収集、運搬業務を委託し、浄化槽清掃については引き続き㈱三和環境が行っていましたが、昭和 50 年 10 月 31 日に同社が解散したため、同業務についても公社が行うようになり現在に至っております。

一方、し尿の処理については、昭和 36 年から 38 年度に計画処理量 72 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日の嫌気性消化・活性汚泥法処理法による施設を建設し昭和 38 年６月から稼働を開始しました。

その後、搬入量の増加により昭和 45 年から 46 年度に好気性消化法（30 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日分）を増設して合計処理量を 102 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日とし、さらに、昭和 59 年から 60 年度には、浄化槽汚泥濃縮処理設備の設置及び受入・貯留設備の更新を行いました。

しかし、本施設は、建設から 30 年以上が経過し、随所に経年的な損傷がみられ、近隣住民への臭気対策や職員の作業効率及び安全性を考慮し、平成７年から３か年に渡り、建替え工事を進め、平成９年 11 月から新施設が本稼働を開始しました。新施設は、処理能力 69 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日の標準脱窒素処理方式を採用し、処理水は下水道放流を行い、環境への負荷の少ない施設になっています。

（2）し尿処理の現状と今後の予測

本市のし尿及び浄化槽（合併・単独）汚泥の処理量は、令和７年度 13,082.33 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/年であり、このうち、し尿の割合は約 10%、また、浄化槽汚泥量が占める割合は約 90%です。

今後、人口減少及び公共下水道整備地域への人口流入が予想されることから、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少することが予測されます。

2　し尿処理の実績

(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量

単位：キロリットル

区別 / 年度	し尿　計	厚木市分	浄化槽汚泥　計	厚木市分	合　計	厚木市分
		清川村分		清川村分		清川村分
R3	1,558.68	1,521.27	12,674.88	12,493.89	14,233.56	14,015.16
		37.41		180.99		218.40
R4	1,526.04	1,489.80	12,650.45	12,483.94	14,176.49	13,973.74
		36.24		166.51		202.75
R5	1,502.98	1,460.57	12,529.11	12,343.32	14,032.09	13,803.89
		42.41		185.79		228.20
R6	1,412.69	1,383.14	12,281.43	12,142.16	13,694.12	13,525.30
		29.55		139.27		168.82
R7	1,302.65	1,278.47	11,779.68	11,613.68	13,082.33	12,892.15
		24.18		166.00		190.18

(2) 型式別浄化槽清掃基数

区分 / 年度	搬入日数	清掃基数・容積					計
		全ばっき式	分離ばっき式	腐敗式	小型合併	汚泥引抜	
R3	243	615 基	1,385 基	169 基	2,481 基	358 基	5,008 基
		584.95 ㎥	2,216.99 ㎥	422.97 ㎥	6,486.78 ㎥	2,235.78 ㎥	11,947.47 ㎥
R4	245	587 基	1,338 基	155 基	2,759 基	218 基	5,057 基
		739.22 ㎥	2,165.00 ㎥	390.73 ㎥	7,220.90 ㎥	1,756.08 ㎥	12,271.93 ㎥
R5	245	576 基	1,294 基	148 基	2,851 基	185 基	5,054 基
		744.86 ㎥	2,098.62 ㎥	375.08 ㎥	7,381.06 ㎥	1,591.00 ㎥	12,190.62 ㎥
R6	248	545 基	1,219 基	146 基	2,903 基	189 基	5,002 基
		741.93 ㎥	1,986.26 ㎥	371.38 ㎥	7,395.21 ㎥	1,558.21 ㎥	12,052.99 ㎥
R7	250	482 基	1,137 基	120 基	2,861 基	167 基	4,767 基
		660.11 ㎥	1,874.75 ㎥	329.21 ㎥	7,305.29 ㎥	1,465.67 ㎥	11,635.03 ㎥

3　年度別し尿処理手数料の実績

し尿処理手数料納付区分別件数（定額）

単位：件

年度 / 区分	R3	R4	R5	R6	R7
自主納付	322	289	272	266	254
口座振替	643	632	595	543	492
計	965	921	867	809	746

※令和５年度版から集計方法を変更し、四半期毎の調定件数の合計（４回分の延べ件数）を掲載しています。

Ⅲ 環境衛生

Ⅲ 環境衛生

1 環境衛生対策事業

(1) スズメバチ対策

安全な市民の生活の確保を図るため、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除、処理をしました。

■駆除個数等

年度	R3	R4	R5	R6	R7
駆除個数	459	402	431	352	610
調査件数	116	132	137	90	98

(2) 苦情相談処理件数

犬や猫のふん、隣地の雑草などの苦情や相談の件数です。看板の設置やチラシ配布のほか、地権者へ是正の依頼をしました。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
処理件数（件）	152	158	145	128	126

2 環境美化推進事業

(1) 『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン

きれいなまちをつくるため、環境保全指導員の参加をいただき、タバコの吸殻やガムの紙くず、空き缶などを捨てるいわゆる「ポイ捨て」行為の禁止や本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止を呼び掛けるため、定期的に駅前等において『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーンを展開し、啓発活動を行いました。

◆令和７年度実績

実施日	実施場所	参加者数	
５月 13 日	本厚木駅周辺	23 人	
７月８日	愛甲石田駅周辺	22 人	
10 月 26 日	厚木中央公園（環境フェア）	－	雨天中止
11 月 11 日	本厚木駅周辺	21 人	
１月 13 日	本厚木駅周辺	24 人	
２月 10 日	愛甲石田駅周辺	18 人	
計	５回	108 人	

(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会

厚木市在住で市が実施する事業に積極的に参加する意欲があり、環境全般にわたり熱意と識見を有する者の中から、厚木市自治会連絡協議会の地区会長の推薦に基づいて、市長が委嘱する者 31 人で構成し、ポイ捨て防止等の美化意識の普及啓発や清掃活動、不法投棄監視パトロールを行うなど、円滑な環境美化業務等の推進を目的としています。

(3) 美化清掃実施結果

ア 地域美化清掃ごみ収集運搬業務

市内各地域のボランティア団体（自治会等）が実施する美化清掃及び清掃イベントから出るごみの収集運搬業務

◆年度別収集実績

内容／年度	収集廃棄物の内訳（ｔ）					収集箇所数	運搬台数
	可燃物	金物類	ガラス類	処理困難	計		
R3	12.00	0.22	0.00	2.32	14.54	32	39
R4	15.77	0.36	0.00	1.06	17.19	42	48
R5	8.58	1.21	0.00	0.06	9.85	40	43
R6	1.31	2.46	0.00	0.00	3.77	45	48
R7	5.08	0.51	0.00	0.45	6.04	51	51

◆年度別実施団体数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
団体数	173	164	190	188	162

イ 年末美化清掃（市内全域美化）

日時	令和７年 12 月７日（日）
会場	市内全域
内容	年末に市内一斉の美化清掃を実施

◆令和７年度実績

地区名	参加自治会	参加人数	ごみ袋	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみ収集量（kg）
厚木北	10	975	1,340	7	13	1,626
厚木南	12	865	770	10	15	2,213
依知北	13	3,369	4,160	13	15	12,965
依知南	8	1,930	2,790	8	13	6,915
睦合北	6	1,280	1,400	6	12	4,000
睦合南	12	3,060	2,430	12	32	11,020
睦合西	8	1,228	2,160	8	15	6,465
荻野	28	4,434	3,980	23	45	9,125
小鮎	27	2,727	2,350	18	25	6,681
南毛利	35	6,274	5,620	31	63	850
南毛利南	11	1,590	970	10	15	12,790
玉川	15	652	840	5	7	3,370
森の里	5	2,080	2,340	5	35	3,959
相川	15	2,040	2,790	15	30	2,662
緑ヶ丘	7	660	900	6	22	10,515
うち処理困難物	－	－	－	－	－	14,556
計	212	33,164	34,840	177	357	95,156

◆年度別実績

年度	参加自治会	参加人数	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみ収集量 （ｔ）						
					可燃物	金物類	ガラス類	粗大	せん定枝	処理困難等	計
R3	215	36,172	176	349	17.12	0.99	0.54	3.63	54.98	19.82	97.08
R4	216	35,710	183	377	20.81	1.46	1.02	2.43	70.24	16.52	112.48
R5	214	35,284	181	366	17.92	0.77	0.78	3.14	52.88	15.62	91.11
R6	213	33,940	181	361	11.53	1.30	1.11	3.43	45.34	25.89	88.62
R7	212	33,164	177	357	14.47	0.80	0.29	3.64	61.40	14.55	95.15

3　里地里山保全促進事業

里地里山マルチライブプラン事業

豊かな里山の自然環境を保全するため、人と自然との関わりによる里山再生に向けた取組を実施しました。

荻野地区

実施期間・回数	令和７年５月から 11 月・５回
実施場所	厚木市荻野地区
登録者数	50 人
実施内容	里地里山での環境学習 ・棚田を利用した稲作体験

七沢地区

実施期間・回数	令和７年４月から３月・13 回
実施場所	厚木市七沢地区
登録者数	58 人
実施内容	里地里山での環境学習 ・棚田の保全作業や稲作体験

年度別延べ参加者数　　単位：人

年　度	荻野地区	七沢地区	合　　計
R3	35	63	98
R4	61	208	269
R5	55	277	332
R6	43	242	285
R7	80	228	308

4　落書き等防止対策事業

市街地を中心に、公園や建物の壁、店舗のシャッターなどにスプレーなどで描かれた落書きにより、街の景観が損なわれている状況の中、街の美観を取り戻すため、平成 13 年度から落書き消去作業への補助金交付及び原材料の支給を行っています。

また、市内パトロールを実施し、啓発活動を行っています。

原材料支給状況

対　　象	自治会等の団体単位で落書き消去作業を行なう団体
支 給 内 容	落書き消去用溶剤、ペンキや刷毛等の原材料支給
原材料支給件数	0 件

5　動物保護対策事業

(1)　犬対策

犬の登録、狂犬病予防注射の実施について、飼養者へハガキによる通知及び市広報により周知しました。

また、飼養者のマナーに対する啓発を図るため、チラシ、犬ふん放置禁止啓発看板を希望者に配付しました。

犬登録状況及び注射状況　単位：頭

年 度	延登録頭数	注射頭数
R3	11,910	9,611
R4	11,783	9,275
R5	11,730	9,127
R6	11,724	8,703
R7	11,652	8,564

(2)　猫対策

昭和 48 年 10 月から、野良猫対策として獣医師会の協力の下、不妊・去勢手術を開始しました。

猫不妊・去勢手術費助成金

猫の不妊・去勢手術を普及することにより、野良猫・捨て猫等の増加及び猫による被害を防止するため、不妊手術又は去勢手術を受ける猫の飼養者に対し、その費用の一部を助成しています。

1匹当たりの助成金額

オス	3,000 円
メス	4,500 円

年度別手術費助成件数　単位：匹

年度	オス	メス	計
R3	404	362	766
R4	332	372	704
R5	401	433	834
R6	369	380	749
R7	432	448	880

6　環境基本計画推進事業

環境市民学習講座の開催

令和７年度の環境市民学習講座については、施設見学会及び講座を行いました。

開催日	講座内容	会場 講師	参加人数
令和７年８月８日（金）	「昔の暮らしを体験しよう！」 オフグリッドをテーマにした蔵で、環境共生という観点で、SDGｓや環境保全の重要性等を学んだ。	社会福祉法人 報徳会　厚木事務所 エコ･アップ･あつぎ 代表 内田　善久　氏	12 人
令和８年２月７日（土）	「環境シンポジウム」 地球温暖化対策やカーボンニュートラルに関する理解を深めるとともに、市内で活動する環境団体や高校等の取組発表及び意見交換を行った。	あつぎ市民交流 プラザ －	70 人
令和８年３月７日（土）	「市内産の津久井在来大豆を使った味噌作り」 環境講座と市内産の津久井在来大豆を使用した味噌作り体験を行い、地産地消や二酸化炭素削減について学んだ。	社会福祉法人 報徳会　厚木事務所 臼井農産 臼井　欽一　氏	47 人

7　環境関連表彰式

1　目　　的
　それぞれの募集要領に基づいて、次のポスター等の応募者の中から、優秀な成績を収めた者を称え、周知するため、表彰式を開催する。
(1)ごみ減量リサイクルポスター
(2)ごみ収集車イメージアップ絵画
(3)動物愛護ポスター

2　主　　催
　厚木市

3　協力団体
　厚木市廃棄物減量等推進委員会、協同組合厚木市資源再生センター、
　厚木市動物愛護推進協議会

4　日　　時
　令和7年 10 月 26 日(日)午前 11 時開式

5　会　　場
　厚木市役所第2庁舎 16 階　会議室 A･B

6　表彰内容
(1)ごみ減量リサイクルポスター(小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学生の部)
　最優秀賞(市長賞、 教育長賞、リサイクル賞)各1点
　優秀賞･佳作　各若干

(2)ごみ収集車イメージアップ絵画
　最優秀賞(市長賞、教育長賞)各1点　優秀賞･佳作　各若干

(3)動物愛護ポスター(小学校低学年の部、小学校高学年の部)
　最優秀賞(市長賞、会長賞、教育長賞)各1点　佳作　若干

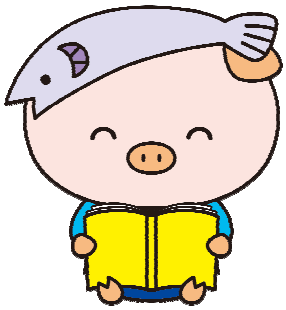

厚木市マスコットキャラクター
あゆコロちゃん

環境の概要 令和８年版 環境保全編

編集
発行

厚木市　環境農政部　環境政策課
〒243 - 8511　神奈川県厚木市中町 3 - 17 - 17
電話（046）225 - 2749 ／ ＦＡＸ（046）223 - 1668
厚木市ＨＰ　https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/

厚木市